

【調達管理番号：21a00914】渡航管理システム導入に係る設計・開発・運用及び保守業務  
 (公告/公示日：2021年11月16日) について、以下のとおり回答いたします。

独立行政法人国際協力機構  
 調達・派遣業務部長 (契約担当)

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	入札説明書P.4	5. 競争参加資格 (2) 積極的資格制限 4)	「業務説明書(案)」の「7. 入札参加資格に関する事項」に示す要件を満たすこととありますが、要件の示し方についてご教示ください。	「業務仕様書(案)」の「7.1.1 公的な資格や認証等の取得」に示す資格等については、認証の写しをご提出ください。 「7.1.2 受注実績」については、発注者名、契約期間、システム規模、業務内容等、「7.1.2 受注実績」に示す受注実績が判断できる内容を記載の上ご提出ください。(フォーマット等は問いません。)
2	入札説明書P.6	5. 競争参加資格 (5) 競争参加資格の確認 1) 提出書類	一部資料について、令和3年3月31日時点で既に公開している情報で回答させて頂いてよろしいでしょうか。	競争参加資格を申請する時点での情報をご提出ください。
3	入札説明書P.6	1) 提出書類	a)及びc)の書類は電子メールによる提出かと思いますが、b)及びd)以降の書類については、どのような形式での提出でしょうか? 「手続・締切日時一覧」には郵送との記載がありますので、明記されているもの以外は郵送し、メールと郵送物も合わせて12/14正午必着、ということでしょうか?	本件については、a)、c)も含めてすべて郵送でご提出ください。12/14正午必着とさせていただきます。
4	入札説明書P.6	1) 提出書類 e) 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則	「秘密情報の取扱い」は、どのような範囲を想定すればよいか教えてください。 機密保持の誓約や情報の取扱い(情報種別毎)の取扱いルール)などに限定して考えればよろしいでしょうか? また規定、細則、要領(言い方を変えると、方針レベルで良いのか? それとも具体的な手順(要領レベル)まで必要なのか?)、それらに関連する関連様式のうち、どの範囲まで必要なのでしょう?	「社として秘密情報の取扱いについてルールを定めている」ことを確認することが目的であるため、「社内規則」のレベル感は問いません。
5	入札説明書P.6	1) 提出書類 f) 競争参加者に係る親会社、子会社等の資本関係等に係る関係図	本関係図について、提示資料のイメージがつくようなテンプレートなどはございませんでしょうか?	テンプレートはありません。各社の状況に応じて記載いただきますようお願いいたします。
6	入札説明書P.6	1) 提出書類 k) 別途公示資料	「機器リスト」は、どのような範囲を記入すれば良いのでしょうか? どういったことを確認するためのものなのかを教えてください。意図に沿った記入ができるかと思えます。 また、技術提案書時点では変更になる可能性もありますが、問題ないでしょうか?	記載する範囲については、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」 ( <a href="https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/shotatsu_moshiawase.pdf">https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/shotatsu_moshiawase.pdf</a> ) に「別紙2 情報システム・機器・役務等」に例が示されていますので、そちらを参考に本システム構築で使用する可能性のある候補の機器等をご記載ください。ご記載いただいた機器すべてを技術提案で使用する必要はありません。本対応は、複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、政府機関等におけるサイバーセキュリティ対策を一層向上させるために、サプライチェーン・リスクについて確認するものです。 ご提出のあった機器に関しては確認の上結果を回答します。技術提案書で機器リストに記載のない機器を用いご提案いただくことは可能ですが、当機構がサプライチェーンリスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等見直しを行っていただく場合があります。
7	入札説明書P.7	7. 下見積書	下見積書を事前に提出しますが、入札時に金額の相違があってもよろしいでしょうか。 ※閲覧資料確認後に、詳細が判明するものもある為。	あくまで「下見積書」ですので、入札金額と相違があっても構いません。
8	業務仕様書P.2	業務仕様書 1.5 契約期間 1.6 作業スケジュール	2024年1月から運用フェーズに移行出来れば、構築フェーズの実施期間を変更する事は可能でしょうか。(構築フェーズの短縮が可能か)	「1.6 作業スケジュール」で示したスケジュールは、案となりますので別途本件業務における作業の詳細スケジュールをご提案いただいても構いません。
9	業務仕様書P.2.3	業務仕様書 2.1 本件業務及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項	設計及び開発業務の契約形態が請負契約とのみ記載されているが、工程によって業務委託契約とする事は可能でしょうか。(「各種支援作業」と記載されているフェーズは業務委託契約としないか)	設計及び開発業務の契約形態は一括して「請負契約」とさせていただきます。
10	業務仕様書P.3	3.1.2 プロジェクト管理	(1) プロジェクト管理に、「設計・開発実施要領に基づく管理資料」と記載がありますが、特段記載内容に定めがありません。これは、(イ)設計・開発実施要領に定める管理活動の中から派生する資料であり、記載内容は応札者の提案の範囲という理解でよろしいでしょうか。	(イ)設計・開発実施要領に定める管理活動の中から派生する資料であり、記載内容は応札者の提案の範囲です。
11	業務仕様書P.3.12	3.1.2 プロジェクト管理 5.4 作業の管理に関する要領	5.4 作業の管理に関する要領 (5) 品質管理において、設計・開発実施計画書の策定時に、品質評価基準を策定する旨の記載があることから、応札者の仕様読み違いを防ぐため、3.1.2 プロジェクト管理 (1) (ア) 設計・開発実施計画書にも記載した方が良いかと考えます。	「3.1.2 プロジェクト管理 (1) (ア) 設計・開発実施計画書」には「5.4 作業の管理に関する要領 (5) 品質管理」に記載の要件を含めて策定ください。記載内容について以下の通り、修正させていただきます。 「(ア) 設計・開発実施計画書 設計・開発実施計画書には、以下の項目について記載すること。併せて「5.4 作業の管理に関する要領 (5) 品質管理」も参照すること。」
12	業務仕様書P.6	3.1.7 運用	システム運用ログ及び渡航実績業務データを外部媒体で提出とあるが、外部媒体が必須でしょうか。 外部媒体であると運搬が必要となりますが、セキュリティ便などの運搬についても、見積範囲になりますでしょうか。(頻度などが定義されておられません)	代替提案も受付いたしますので理由とともにご提案ください。提案内容と理由を含めて評価させていただきます。 運搬が必要な外部媒体でご提出いただく場合は、運搬費用も見積もりの範囲となります。
13	業務仕様書P.7	3.2.2 納入方法	「成果品は、紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、JICAから特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部、副1部、電磁的記録媒体においても正1部、副1部を本件業務終了時に一括で納入すること。」とありますが、紙が大量になるドキュメント、月次提出する報告書などについては、原則、電子媒体のみの納入でもよいでしょうか? 大量の印刷が必要な場合、印刷、製本作業が発生し、見積金額および作業スケジュールに影響しますので、具体的な回答を希望します。	電磁的記録媒体でのご提出をお願いします。 記載内容について以下の通り、修正させていただきます。 「成果品はJICAから特別に示す場合を除き、電磁的記録媒体で1部を納入すること。」 提出に当たり、運搬が必要な場合は運搬費用も見積もりの範囲となります。
14	業務仕様書P.8	3.2.4 支払い方法	構築フェーズ(2022/3-2023/12)後の支払とありますが、その場合、2022年度では支払いがないこととなります。2022年度内で終了した工程分については、支払いをしていただく提案を認めていただきたい。	支払い時期につきましては、業務仕様書に記載通り、構築フェーズは請負契約の一括支払いとさせていただきます。
15	業務仕様書P.8.9	第2 6 (2) 仕様書作成業務	取得資格の証明書を提示は必要でしょうか。また、各担当者の確定は契約時までに必要でしょうか。	「競争参加資格の確認」に必要な書類については証明書の提示が必要となりますが、業務仕様書「5.2 作業要員に求める資格等の要件」については、担当者の資格及びそれと同等以上のレベルが確保されていることを技術提案書に記載ください。 業務仕様書「5.2 作業要員に求める資格等の要件」を証明する必要があるもので、主要な担当者は、技術提案書の提出時までに確定させてください。
16	業務仕様書P.9	業務仕様書 5.2 作業要員に求める資格等の要件	「日本語で円滑なコミュニケーションが可能」との記載があるが、例えば開発従事者など未端の作業員全員がそれに該当するのでしょうか。 ブリッジSEの配置などにより言語能力不足を補填するなど代替できないでしょうか。	主要な開発従事者(JICAと直接コミュニケーションが必要な従事者)が該当します。 ブリッジSEの配置で言語能力不足が補填できる場合はそれも認めます。
17	業務仕様書P.10	業務仕様書 5.3 作業場所	オフショア活用やテレワークの実施は可能でしょうか。 (開発時、及び、運用時)	オフショア活用については、入札説明書でご案内の通り「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に基づき役務一覧をご提出いただきますので、機構にてサプライチェーンリスクの懸念が確認されなかった場合のみ認めることとなります。 テレワークに関しては可能となりますが、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和3年度版) ( <a href="https://www.nisc.go.jp/active/general/kijunr3.html">https://www.nisc.go.jp/active/general/kijunr3.html</a> )で新設された対策基準(8.1.3)に準拠することを前提に提案ください。
18	業務仕様書P.13	6.2.1 法令等の順守	在外拠点にはEU圏内のフランス事務所があり、本業務は、EU一般データ保護規則(GDPR)に該当すると思われるが、入札説明書にはGDPRに関する要件の記載がありません。 記載はないものの、開発事業者はプロセッサに該当すると思われるが認識に相違ないでしょうか。	JICAでは、旧SCC(標準契約条項)を締結しており、EEA域内の個人データの域外(第三国)への移転が可能となっています(その場合でも、GDPRで定義する遵守すべき要件を満たさず違反したら制裁金の対象となります)。弊機構がデータコントローラとなり、開発事業者様はデータプロセッサに該当します。
19	業務仕様書P.14	9. その他留意事項	「候補となる機器等は、予めJICAに機器等リストを提出すること。」と記載がありますが、提出期限をお教えいただけないでしょうか。	入札説明書p.6に記載の通り、別紙「手続・締切日時一覧」の「競争参加資格申請書・下見積書の提出」が提出期限に該当しますので2021/12/14(火)正午までにご提出ください。
20	業務仕様書P.16	10.3 事業者が閲覧できる資料一覧表 表10-2 閲覧資料	機能限定管理者の所属部署ごとに閲覧・編集できる渡航者の制限があるか(例えば、ある拠点の機能限定管理者は、他拠点の渡航者を閲覧できないなど)を確認したいため、閲覧資料にて、以下の様な情報を提供いただくことは可能でしょうか? 閲覧資料「権限管理表(案)」にて、確認できればと考えております。 ・所属により、利用可能機能の制限の有無。 ・所属により、閲覧可能な渡航者情報の制限の有無。 ・所属により、編集可能な渡航者情報の制限の有無。	仕様書「10.3 事業者が閲覧できる資料一覧表」の【閲覧資料1】にて確認いただけます。
21	要件定義書P.1	2.1.1 業務の範囲	表2-1~2-2にある業務内容はJICA本部で行う「4.15.3 業務支援」であり、開発事業者が用意した施設でも同じような作業を行うのでしょうか。	表2-1~2-2については、JICA及び開発事業者が備える運用担当者が実施する業務を示しており、「4.15.3 業務支援」と一部重複する業務もあります。 開発事業者が用意した施設で行う作業は、「4.15 運用」で定める業務のうち、「4.15.3 業務支援」以外の業務を想定しています。
22	要件定義書P.2	2.1.1 業務の範囲 表2-2 渡航予定情報管理業務における業務内容	箱日程のExcel帳票とは、どういったものなのでしょうか? 既存の様式があればご提供いただくことは可能でしょうか。	帳票要件の各設計の詳細については、仕様書「10.3 事業者が閲覧できる資料一覧表」の【閲覧資料4-3】をご参照ください。

通番	該当頁	項目	質問	回答
23	要件定義書P. 17	3.4 情報・データ	「拠点固有渡航予定情報」は拠点に紐づけるという認識で良いでしょうか？ また、情報を管理するのは、拠点でしょうか？それとも主管部署でしょうか？	「拠点固有渡航予定情報」は拠点に紐づけます。情報を管理するのは安全管理部となります。
24	要件定義書P. 18	3.5 外部インターフェイス	外部インターフェイスに「新派遣システム連携」「在外職員システム連携」「次期ボランティアシステム連携」がありますが、連携CSVファイルの本数と連携方法をご教示ください。	仕様書「10.3 事業者が閲覧できる資料一覧表」の【閲覧資料4-5】をご参照ください。
25	要件定義書P. 18	3.5 外部インターフェイス 表3-13 渡航管理システムが実装すべき主な外部インターフェイス	「新派遣システム連携」「次期ボランティアシステム連携」について、要件定義中とありますが、閲覧資料にて現時点での想定項目をご提供いただくことは可能でしょうか。	想定される連携対象データの項目を【閲覧資料16】として公開する予定です。
26	要件定義書P. 24	4.1.3(1) アクセシビリティに関する全体方針	「準拠状況を報告すること。」とありますが、いっとういったものを報告するのでしょうか。	報告内容・報告時期・報告方法は、JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン (https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/) を参考に提案ください。
27	要件定義書P. 24	4.1.3(4) アクセス方法	ブラウザについて「開発期間中の特定の時点を選定し、その時点で最新のバージョン以降に対応すること。」とありますが、未来のブラウザバージョンに対応できることは保証できません。 「開発期間中の特定の時点を選定し、その時点で最新のバージョンに対応すること。」という理解で良いでしょうか。	開発期間中の特定の時点を選定し、その時点で最新のバージョンに対応してください。
28	要件定義書P. 25	4.2.1(3) 製品の活用方針	「オープンソースソフトウェア製品の活用を図ること。ただし、それらのオープンソースソフトウェア製品のサポートが確実に継続されていることを確認しなければならない。」とありますが、将来のサポートまでは保証できません。 稼働時点でサポートされているものを選択することという理解で良いでしょうか。	稼働時点でサポートされているものを選択してください。
29	要件定義書P. 26	要件定義書 4.2.2 情報システムの全体構成	安否確認等のメール発信はJICA様既存のSMTPサーバを通して発信する認識で宜しいですか。それともメインサイト内にSMTPサーバを設置する想定でしょうか。	安否確認等のメール発信は、メインサイト内にSMTPサーバを設置し発信する想定です。
30	要件定義書P. 27, 30	4.1.3 アクセシビリティ 4.3.1 機器数及び設置場所	4.1.3 アクセシビリティ(4) アクセス方法では、Webブラウザで利用できること。 4.3.1 機器数及び設置場所(2) 利用者端末では、個人所有のパソコン及びスマートフォン等の情報端末とあります。 本システムは、パソコン版のWebブラウザで最適化した画面であり、スマートフォンのブラウザでは、その画面を参照する前提と考えてよいですか？	パソコン版のWebブラウザで最適化した画面であり、スマートフォンのブラウザでは、その画面を参照する前提でご提案してください。
31	要件定義書P. 27	要件定義書 4.3.1 利用者端末	外務省、在外公館からのログインは考慮の必要はありませんか。 必要であった場合、「表4-2 利用者端末の種類」項番4 BYOD と考えて宜しいでしょうか。	外務省、在外公館からのログインは、考慮いただく必要はありません。
32	要件定義書P. 29	要件定義書 4.5.2 完全性 表4-4 バックアップ	各サーバのシステム領域の2次バックアップをDRサイトへサイト間バックアップすると思いますが、通信経路はWAN回線を経由する想定でしょうか。	通信経路はWAN回線を経由します。
33	要件定義書P. 29	4.5.2 完全性	表4-4 バックアップ 項番3. 渡航実績業務データの1次バックアップ方式に記載のある、同サイトとは、メインサイト、DRサイトのどちらを指していますでしょうか。	項番3. 渡航実績業務データの1次バックアップ方式に記載のある、同サイトとは、メインサイトを指しています。 また、二次バックアップは「DRサイト内でローカルバックアップ」は誤記で「DRサイト内へサイト間バックアップ」とします。
34	要件定義書P. 31	4.6.2 機能の拡張性	表4-5 機能の拡張性に関する内容及び対応要否 項番4の機能要件における対象箇所は、誤記と思われるためご確認いただけないでしょうか。	正しくは「3.1.4安否確認機能」となります。
35	要件定義書P. 31	要件定義書 4.6.3 試行運用時の拡張性	試行運用にて「画面」についての仕様の変更が生じた場合、本対応の契約範囲にて変更対応を実施する認識でしょうか。	本対応の契約範囲にて変更対応を実施してください。
36	要件定義書P. 32	要件定義書 4.9.2 構成サーバの継続性にかかる対策	拠点間で冗長性ありとありますが、「拠点間」とはメインサイトとDRサイトのサイト間を意味するのでしょうか。	「拠点間」とはメインサイトとDRサイトのサイト間を指します。
37	要件定義書P. 33	4.10.1 (1) 情報セキュリティに係る基本要件	「3.1.4 安否確認機能」の「安否確認一斉送信」用のメールアドレスは、JICAが払い出すとのことですが、問合せ受け付けのメールについても、問合せ者が安心できるよう、JICA様のメールアドレスを使って対応(送受信)するのが良いと思います。 また、そのための環境をご提供いただけますでしょうか。	メールアドレスはJICAにて準備します。
38	要件定義書P. 35	4.10.1 情報セキュリティ対策 (7) サーバ装置対策	業務運用支援端末は何台買取頂きますでしょうか。	必要台数をJICAが用意する前提で見積りを作成してください。
39	要件定義書P. 37	要件定義書 4.11 情報システム稼働環境 表4-7 構成サーバの継続性にかかる対策	パターンA又はパターンB以外の構成(例:メインサイトがクラウド、DRサイトがデータセンター)は採用不可でしょうか。	「表4-7 渡航管理システムの稼働環境のパターン」へのご質問と理解しました。 システム構成については、要件定義書作成時における想定となりますので、要件定義書で求める要件を満たすよう適切な構成をご提案してください。
40	要件定義書P. 37	要件定義書 4.11 情報システム稼働環境 表4-7 構成サーバの継続性にかかる対策	DRサイトへのデータベースのレプリケーション用の通信は、WAN回線を経由する想定でしょうか。	DRサイトへのデータベースのレプリケーション用の通信は、WAN回線を経由する想定です。
41	要件定義書P. 38	要件定義書 4.11 情報システム稼働環境	パターンA及びパターンBで監視サーバがメインサイト内に設置されているが、MSPなど外部から監視するサービスを採用可能か。	MSPなど外部から監視するサービスを採用可能です。
42	要件定義書P. 38	要件定義書 4.11 情報システム稼働環境	クラウドサービスを利用するとした場合においてもDRサイトの設置は必要でしょうか。	クラウドサービスを利用するとした場合においてもDRサイトの設置は必要です。
43	要件定義書P. 38	要件定義書 4.11 情報システム稼働環境	本番用環境の他に検証用環境の設置は行わない方針でしょうか。	検証用環境は必要に応じて提案・見積もりください。
44	要件定義書P. 40	4.11 情報システム稼働環境	運用フェーズでは、検証環境が確実に必要と思われませんが、検証環境が含まれていません。検証環境やメンテナンス性を考慮した異なる構成を提案したいと考えておりますが、見積金額に影響してしまいます。 検証環境は、本件の範囲外である、運用フェーズ開始前に別途追加契約をする前提と考えてよいですか？	検証用環境は必要に応じて提案・見積もりください。
45	要件定義書P. 41	要件定義書 4.11.1 ハードウェア構成 接続ルータ	WAN回線の事業者によっては、回線ルータを購入ではなく月額による借用になる場合があるが、採用可能でしょうか。その場合指定のスペックを満たせない場合も問題ないでしょうか。	WAN回線月額による借用の採用は可能ですが、指定のスペックは満たしてください。 システム構成については、要件定義書作成時における想定であり、「4.11.1 ハードウェア構成」、「4.11.2 ソフトウェア構成」及び「4.11.3 ネットワーク構成」もその想定に基づいた要件となっておりますので、適切な構成をご提案ください。
46	要件定義書P. 43	4.11.3 ネットワーク構成	(1) WAN回線要件 メインサイトが帯域保障で、DRサイトがベストエフォート型であると、帯域保障の意味が無さないと考えます。(ベストエフォートの通信量に制限されるため) メイン、DRを合わせる方法が現実的ではないでしょうか。	開発事業者様にご用意頂く運用拠点との通信においては、通常時利用するメインサイトを帯域保障する意味はあると考えます。 ただし、メイン/DRサイト間の通信においては、ご指摘の通りベストエフォートの通信量に制限される事を考慮したうえでご提案ください。 また、ご検討の結果、DRサイト側も帯域保障となる提案も可とします。
47	要件定義書P. 44	表4-18 テストの種類及び内容	他システムとの連携テストの記載がありませんが、「総合テスト」もしくは「受入テスト」に含まれていると考えて問題ないでしょうか。	他システムとの連携テストは「総合テスト」及び「受入テスト」に含まれます。
48	要件定義書P. 48	要件定義書 4.14.1 教育対象者の範囲、教育方法 (1) ユーザへの教育	研修用のコンテンツとは映像・音声での説明を用意するとの認識で良いでしょうか。	オンライン研修に用いるコンテンツのファイル形式の詳細については、【閲覧資料15】をご参照ください。
49	要件定義書P. 49	要件定義書 4.14.1 教育対象者の範囲、教育方法 (2) 機能限定管理者への教育	機能限定管理者への教育は英語での教育も実施するのでしょうか。 運用開始後の教育でも同様でしょうか。	機能限定管理者への教育は日本語での教育を想定しており、英語での教育は実施しません。運用開始後の教育でも同様です。
50	要件定義書P. 49	4.14.2 教材	「日本語及び英語で作成し、JICAの承認を得ること。」とありますが、特有の単語や言葉については、JICA様より、事前に英訳表などをご提示いただけますでしょうか。	提示します。
51	要件定義書P. 50	4.15.1(1)(ア) 渡航管理システム運用業務における導入要件	「開発事業者は、運用開始時点で既に渡航しているユーザ(約15,000人の想定)及び機能限定管理者のデータ登録作業を実施すること」とあります。 ・このデータは、電子データで提供されるでしょうか？ 1件1件手作業で登録するのでしょうか？ ・データで提供される場合、システムに必須のデータ項目はすべて存在し、全データフォーマットや桁型などが一致した状態で提供いただけるでしょうか？ 見積金額に影響しますので、具体的な回答を希望します。	データは、電子データにて提供予定です。 提供するデータはJICAで収集し、その完全性はJICAにて保証しますが、データフォーマットや桁型などの成形は事業者側で実施ください。

通番	該当頁	項目	質問	回答
52	要件定義書P.50	要件定義書 4.15.1 運用管理及び監視等 (1)(7) 渡航管理システム運用業務における導入要件	JICA様からの問い合わせに於いて「視覚障害を持つ職員からの問い合わせ等がある事にも留意」と記載があるが、具体的にどのような対応が必要でしょうか。	JICA職員の中には視覚障害を持ち、日常的に音声読み上げソフトを使用しているものもおりますので、問い合わせの返信等でメールをご利用いただく際は、音声読み上げソフトが機能するように画像貼り付けではなく、文字入力でご対応ください。
53	要件定義書P.52	4.15.1(1)(ウ) 渡航管理システム運用業務における対応方針	「毎月、システム運用ログ及び渡航実績業務データを、それぞれDVD等の外部媒体にて保存し、JICAへ提出すること。」について、渡航実績業務データは集計データなどの想定でしょうか？ 渡航予定情報等の個別データを保存する場合、個人情報等も含まれるため、DVD等で保管・輸送することは紛失のリスクがあります。大容量ファイル転送システムなどを活用した提出でも問題ないでしょうか。	「用語集」に記載の通り、渡航管理システムに保存されている当月あたりの渡航者情報及び渡航予定情報のデータすべてをご提出ください。 データの保管・輸送方法は、代替案があれば理由とともに提案ください。提案内容と理由を含めて評価させていただきます。
54	要件定義書P.53	4.15.2 運用サポート	開発事業者が用意した施設で行う問合せ対応のメール受付にて内容が日本語以外も有りますでしょうか。	日本語以外のメール受付はあります。日英併記された定型的な申請書等を使用した情報の受け渡しに限る予定です。日本語以外での問い合わせ回答等は想定しておりません。英語が使用される可能性がある作業として、「4.15.3(2) 渡航者情報の登録」、「4.15.3(4) 渡航者情報の変更」、「4.15.3(5) 渡航者情報の削除」及び「4.15.3(6) 渡航予定情報の登録、変更及び削除」を想定しています。
55	要件定義書P.57	4.15.3(10) マスタ情報の更新	「連携システムで使用するマスタ情報」および渡航管理システムで使用するマスタ情報(国、部署など)については、対象マスタ、項目、変更頻度等を閲覧資料にて提供いただくことは可能でしょうか？ 必要に応じマスタメンテナンス機能の検討、運用での影響調査要否に影響し、コスト面に影響するため、具体的な回答を希望します。	マスタ情報の更新を想定している項目、更新頻度をまとめて、閲覧資料として提供します。
56	要件定義書P.59	表4-32 SLA要件	項番8、9に対して一日あたりの問合せ数ほどの程度と予想していますでしょうか。	新規システムのため、具体的な一日あたりの問い合わせ件数の予想が難しい状況です。これまでの類似新規システム案件等のご経験から、本システムのユーザー数などを考慮し、お見積りください。
57	要件定義書P.60	4.16.1 アプリケーションプログラムの保守	アプリケーションプログラムの保守対応工数に上限が記載されていませんが、これは応札者の提案の範囲という理解でよろしいでしょうか。 もし、貴機内でアプリケーションプログラムの保守対応工数の上限想定がある場合、上限工数を記載した方が、発注者と応札者の認識齟齬が無くなるかと考えます。	アプリケーションプログラムの保守対応工数は12人月/年とさせていただきます。
58	要件定義書P.61	(2) ハードウェアサポート	(2) サポート期間「保守契約期間終了後」とは、契約期間終了後との意味でしょうか。 ※開発時期から機器納品を行うため、契約期間であれば、「最長7年」を想定しており、それ以降1年程度の延長を求めているのでしょうか。	「保守契約期間終了後」とは、契約期間終了後との意味です。 ※開発時期から契約期間終了まで約7年を想定していますが、何らかの理由により次期渡航管理システムの調達が遅れた場合に備え、契約期間終了後も1年程度は、延長して保守サポートが受けられることを要件としています。
59	要件定義書P.62	4.16.3(1) ソフトウェア保守	「Web ブラウザ ( Google Chrome 及び Microsoft Edge ) のバージョンアップが実施された場合、動作確認テストを年 1 回 行うこと。」とあります。 動作確認の結果、システムの改修が必要な場合は、別途改修費用を追加していただけますでしょうか？	Web ブラウザ ( Google Chrome 及び Microsoft Edge ) のバージョンアップに伴う、動作確認の結果、システムの改修が必要な場合は、別途改修費用を追加することとします。
60	要件定義書P.63	要件定義書 4.16.3 ソフトウェア製品の保守要件 (2) ソフトウェアサポート	サポート提供時間が24時間365日とありますが、P.26に記載の参考銘柄であるネオジャパン社の「desknet's NEO」はメールフォームでの受付が24時間365日です。これをもって24時間365日のサポートありとして良いのでしょうか。もし24時間365日サポートからの回答を得られることを意図されている場合、「desknet's NEO」は要件を満たさないですが、参考銘柄であることが選定の合理的な理由となり得るのでしょうか。	本要件では、24時間365日でサポート受付が満たせれば問題ないです。ただし「表 4-32 SLA要件」の要件は満たしてください。
61		1 1 / 2 4 開催の説明会	説明会で投影されたプレゼン資料を是非公開して欲しい。 (例えば、質問に対する回答の一部として質問回答のページ等で)	説明会での資料については、すべて公示資料の内容に含まれているため、公開の予定はありません。
62		1 1 / 2 4 開催の説明会	参考銘柄が挙げてあるのは、どの文書のどのページか教えて欲しい。 (要件定義書の26ページとの御回答を戴き、掲載内容を確認しました。)	3of11「別添1. 渡航管理システム導入に係る設計・開発・運用及び保守業務要件定義書」の4.2.3 開発方式及び開発手法に記載されていますのでご確認をお願いします。
63		1 1 / 2 4 開催の説明会 および要件定義書	厳密に仕様書通りに設計開発しなければならないのか？ それとも、要求機能と性能が実現できれば、提案要素を盛り込んで構わないのか？ 説明会で紹介された「システム化における重点分野」の②と③をインストールするのが、要件定義書の表2-3や表2-4の御要求と推察されますが、記載されている注意喚起の手法や安否確認の手法が最新の手法とは言い難いので教えてください。	各拠点の通信事情などを考慮し、最適と考えられるシステム環境にて業務仕様書(案)を作成しています。仕様を満たすご提案を期待しています。代替機能でのご提案も受け付けますが、実現可能性を鑑みたくて評価させていただきます。

入札説明書の変更	項目	変更前	変更後
1	入札説明書P5	5. 競争参加資格 (5) 競争参加資格の確認 競争参加資格を確認するため、以下の1)を「4. 担当部署等(1) 書類等の提出先」に記載のメールアドレス宛に電子メールで提出してください。書類の具体的な提出方法は「電子提出方法のご案内」を、締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。 なお、紙面での提出も可としますが、以下の1)を「4. 担当部署等(1) 書類等の提出先」まで郵送(締切日必着)で提出してください。郵送は簡易書留、レターパック等、送達状況を追跡可能な方法を用いて発送し、封筒に調達管理番号および業務名称を記載ください。	競争参加資格を確認するため、以下の1)を「4. 担当部署等(1) 書類等の提出先」まで郵送(締切日必着)で提出してください。郵送は簡易書留、レターパック等、送達状況を追跡可能な方法を用いて発送し、封筒に調達管理番号および業務名称を記載ください。締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。
2	入札説明書P7	6. その他関連情報 (2) 入札説明書の附属資料の閲覧方法 (新規追加)	ご提供した閲覧資料のDVDは、技術提案書の提出日2/9(金)までにご返却をお願いします。
3	業務仕様書P.3	3.1.2プロジェクト管理 (1) プロジェクト管理 (ア) 設計・開発実施計画書 設計・開発実施計画書には、以下の項目について記載すること。	(ア) 設計・開発実施計画書 設計・開発実施計画書には、以下の項目について記載すること。併せて「5.4 作業の管理に関する要領(5) 品質管理」も参照すること。
4	業務仕様書P.7	3.2.2 納入方法 成果品は、紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、JICAから特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部、副1部、電磁的記録媒体においても正1部、副1部を本件業務終了時に一括で納入すること。なお、電子媒体等に保存する形式は、原則MS Word、MS Excel、MS PowerPoint形式とする。	成果品はJICAから特別に示す場合を除き、電磁的記録媒体で1部を納入すること。なお、電子媒体等に保存する形式は、原則MS Word、MS Excel、MS PowerPoint形式とする。
5	要件定義書P.29	4.5.2 完全性 表4-4 バックアップ項番3の「2次バックアップ」-「バックアップ方式」 「DRサイト内でローカルバックアップ」	表4-4 バックアップ項番3の「2次バックアップ」-「バックアップ方式」 「DRサイト内へサイト間バックアップ」
6	要件定義書P.31	4.6.2 機能の拡張性 0 安否確認機能	3.1.4安否確認機能
7	要件定義書P.60	4.16.1 アプリケーションプログラムの保守 (新規追加)	対応工数の上限は12人月/年とする。